

# 昭和45年度歳入歳出予算決まる

## 歳入歳出予算事項別明細書

(単位 千円)

1. 総括 (歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 村 税	18,195	17,813	382
2. 地方交付税	94,300	78,000	16,300
3. 分担金及び負担金	2,774	2,774	0
4. 使用料及び手数料	775	793	△18
5. 国庫支出金	8,127	7,891	236
6. 県支出金	3,267	4,625	△1,358
7. 財産収入	107	7	100
8. 寄付金	904	1,524	△620
9. 繰入金	0	6,500	△6,500
10. 繰越金	7,500	5,000	2,500
11. 諸収入	375	320	55
12. 村 債	6,600	21,876	△15,276
13. 自動車取得税交付金	2,000	1,500	500
歳入合計	144,924	148,623	△3,699

(歳出)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県 支出金	地方債	その他	
1. 議会費	7,244	6,297	947				7,244
2. 総務費	44,406	62,680	△18,274	1,305	0	350	42,751
3. 民生費	24,150	13,628	10,522	7,418	1,600	2,790	12,342
4. 衛生費	3,901	2,924	977	146		40	3,715
5. 労働費	273	249	24	75			198
6. 農林業費	12,772	9,699	3,073	139		32	12,601
7. 商工費	825	1,286	△461			100	725
8. 土木費	6,301	15,318	△9,017			245	6,056
9. 消防費	5,304	3,543	1,761			904	4,400
10. 教育費	31,991	27,155	4,836	1,574	5,000	92	25,325
12. 公債費	5,443	3,740	1,703	530			4,913
14. 予備費	2,314	2,104	210				2,314
歳出合計	144,924	148,623	△3,699	11,187	6,600	4,553	122,584



蓬田村公民館報  
【蓬 門】第72号  
発行所  
青森県東津軽郡  
蓬田村公民館  
印刷所  
蟹田印刷所

＜世帯と人口＞

世帯数 999  
人口 { 男 2,541  
          女 2,681  
計 5,222  
(45・4・30 現在)

「蓬 門」原稿募集  
「蓬門」の原稿を募集いたします。  
どんな事でもよいからどんどん送つ  
て下さい。

原稿送付先  
蓬田村教育委員会

歳入歳出予算事項別明細書 (事業勘定)

1. 総括 (歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 国民健康保険税	16,717	14,944	1,773
4. 使用料及び手数料	10	10	0
5. 国庫支出金	30,374	25,215	5,159
6. 県支出金	0	227	△227
9. 繰入金	2,000	2,000	0
10. 繰越金	1,100	500	600
11. 諸収入	8	8	0
歳入合計	50,209	42,904	7,305

(単位 千円)

(歳出)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1. 総務費	2,967	2,873	94	1,705			1,262
2. 保険給付費	44,505	37,907	6,598	28,319			16,186
3. 保健施設費	2,686	2,084	602	350			2,336
5. 公債費	1	1	0				1
6. 諸支出金	3	3	0				3
7. 予備費	47	36	11				47
歳出合計	50,209	42,904	7,305	30,374			19,835

歳入歳出予算事項別明細書 (給食センター)

総括 (歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 負担金	9,278	8,494	784
2. 国庫支出金	226	246	△20
3. 繰入金	3,186	3,359	△173
4. 繰越金	1	1	0
5. 諸収入	6	6	0
諸入合計	12,697	12,106	591

(単位 千円)

(歳出)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1. 総務費	3,413	3,606	△193	226		3,186	1
2. 給食費	9,284	8,500	784			9,278	6
歳出合計	12,697	12,106	591	226		12,464	7

# 東郡青年団総会行う

去る三月二十一日蓬田村役場において、東郡内の青年八十余名を迎えて東郡青年団協議会設立総会を行った。

新役員次のおり  
会長 松本順一(蓬田)

副会長 石田繁義(蟹田)  
事務局 山館建(蓬田)  
監事 北田嘉弘(平館)  
藤田功(今別)

運営委員は各町村二名



【写真……村役場で行われた東郡青年団協議会の総会】

## これだけは必ず 守ってください

### 入学することもさんを交通事故 にあわせないために

一、忘れものをさせないように、また、少し早めに登校させること。

二、登校前に叱つたりして、イライラさせないこと。

三、持ちものは、できるだけ少なくさせること。

四、あらかじめ安全な道路を選び必ずその道を歩かせること。

五、あらゆる機会を利用して、正しい歩き方を教えること。

六、登下校時よりも、帰宅後の外出に特に注意させること。

七、「黄色い帽子」は、登下校時以外でも着用させること。

この間の交通事故の特徴

一、とびだし

二、車の直前直後の横断

三、道路での遊び

四、横断歩道外での横断

五、親の不注意

六、小さい子どものひとり歩き

七、下校後の午後三時から五時ころまでが多い

## 体育指導委員決る

去る四月一日蓬田村体育指導委員が次のように決りました。

- 川嶋勝利(中沢)
- 坂本万蔵(長科)
- 倉谷春二(阿弥陀川)
- 工藤三男(蓬田)
- 中川信義(郷沢)
- 山館建(瀬辺地)
- 佐井悦(広瀬)
- 八幡敏雄(高根)

## クラブ紹介

会名 玉松野球クラブ  
監督 川嶋勝利

新聞紙上等でみなさんご承知のことと思いますが、ご紹介します昭和三十七年村内の野球愛好者達が集り玉松野球クラブを結成いたしました。  
以来青森市の朝野球に参加する事四年、地域的に不便でありながら試合の日には朝まだうすぐらい四時

に起床して朝野球に参加し、優秀な成績をおさめてまいりました。  
今年も会員達十九名は役場旧庁舎二階に四月十九日から四月二十九日まで合宿し、朝四時に起床して蓬田小学校グラウンドで練習しております。

今後の課題としては農繁期につかれていますのか、調子が悪いのでこの時期をいかに、のりきるかだそうです。

村民の皆さん、玉松野球クラブに応援して下さい。

尚今年の朝野球は五月から九月までです。

試合日程(五月份)は次の通りです。

### Bブロック 試合日程表

月	日	曜	試	合	球	場	備	考
5月	6日	水	遠藤	ポンプ～玉松ク	古	川中		
	11日	月	一元	西沢～玉松ク	筒	井中		
	18日	月	コト	ブキ～玉松ク	工	業		
	25日	月	日通	東青森～玉松ク	筒	井中		
	31日	日	近藤	病院～玉松ク	松	ヶ丘		

# ヨーロッパの旅(八)

## 保護司 清水 專造

### ロンドン

めまぐるしく変わる異国情緒にも  
みしだかれ乍ら私たちの旅もいよ  
いよ大詰めを迎えます。

フランスからドーバー海峡を一飛  
びロンドンに着いたのが夜の八  
時、市街の灯が夜空を明るく映し  
ております。

七ツの海を支配しかつては日本  
と同盟国であつた大英国の名は私  
共も年を取つた者に取つてヨーロ  
ッパのどの国よりなじみ深く空港  
に降り立つた瞬間から親戚の土地  
に來た様な気がしました。

そのせいでしようか、どの街角で  
も行き会ふ英国人は大人も子供を  
問わず私共に親しみのまなざしを  
向けている様でした。

また市内のあちこちで接する名所  
旧蹟、人名などにも耳慣れたもの  
が多く全くわからぬはずの彼等の  
言葉までが身近かなもの様に感  
じられました。

ロンドンの歴史は紀元前後の頃  
ローマ皇帝のシーザーあるいはク  
ラウディウスによつて創まつたと  
いわれ、それが幾多の曲節を経て  
十一世紀はじめノルマンの征服王  
ウィリアムがこの地に居城を築く

に至つて急激な発展を示したとの  
ことです。

更に十七世紀は国民と結婚し  
たと称し終世独身で過した女王エ  
リザベス一世時代の大発展にとも  
ない国際的な貿易と金融の中心地  
になりました。

以來第二次大戦に至るまでロン  
ドンは商業、金融、外交等に於い  
て世界の主導権をにぎつて來まし  
た。

現在その規模と実力はニューヨ  
ークにゆづつておりますが過去の  
伝統と栄光の面影は消える事なく  
八三五万の住民とその市街に誇ら  
かに生き続けております。

### バッキンガム宮殿

バッキンガム宮殿は言うまでも  
なく英国女王の宮廷で、十八世紀  
バツカム公により造られたもので  
以後数回の改装に依り現在の威容  
が成りました。

女王が居られる時は昼夜を問わず  
女王旗が掲げられております。

ロンドンの名物と言えば先ずこ  
この衛兵交替が頭に浮びますが、  
あいにくの雨で(ロンドンでは一  
年の半分近くが雨だそうです。)

みられないのではないかと心配し  
ましたが各国からの観光客が門前  
にひしめき合い辛棒強く待つてい  
るのに力を得て、こちらも時の至  
るのを待ちます。

廻るのは想像通りでしたが停止の  
際右足を二度程景気よくバツバツ  
と足踏みするのが印象的でした。  
何れの衛兵もすばらしく大きくそ  
の行儀のよいのは無類で、立つた  
ら立つたなり微動だもしません。  
あんまり動かないのであつちこつ  
ち突つついて見る観光客もあるそ  
うです。

もちろんそれでもびくともしない

とのことです。

### シテイ

テムズ川の左岸ロンドン塔の北  
側にあるシテイはロンドンの発祥  
地であり心臓部であると同時に英  
連邦更には世界経済の重要拠点で  
もありません。

それだけイギリス銀行を初め  
各国一流の銀行が軒を並べ、その  
他重要なビルが数々と立つており  
ここはわずかに二キロ平方シテイに  
警察司法組織を置いています。

日中は五十万の人がひしめき、  
夜になるとたちまち五千人に減つ  
てしまうところは東京の丸の内  
よく似ています。

### ロンドン塔

十一世紀ウィリアム征服王によ  
つて建られた要塞宮殿で後世は重  
要国事犯の牢獄となり幾多の王候  
貴族が処刑された処です。

現在は即位に使われた王冠を納  
めた博物館やチャペルそれに兵營  
になつています。

ここにもバッキンガム宮殿同様  
の衛兵がおり、その外に中世風の  
服装をした案内人が名物になつて  
います。

### 大英博物館

かつて七つの海を支配した大英  
帝国の栄光を今に伝えるこの博物  
館と共に世界の双壁で殊に古代美  
(5ページへつづく)



【写真……ロンドン名物の衛兵交替】

(4ページより)

術のコレクションについては世界最大と言われています。

美術を中心とするルーブル博物館に対し、こちらは学術的な色彩が強く例のエジプトのミイラとかパピルス文書あるいは或はアツンリアメソポタミア文書あるいはアツンリア、メソポタミアの美術など古代の生活をしのばせる品々がずらりと陳列されています。又アジア室と云うものもありますインドや中国の貴重な美術品に接することも出来ます。

聞く処によるとこれらを一通見るだけでも四日かかるそうで当然行きずりの私共で立ち止るひまもありません。

いそがしく見廻つたのですがそれでも日本の五郎正宗の名刀や応挙の絵などにぶつかった時は、胸を打たれしほらく立ち止まつた事です。

### 最後の買物

ヨーロッパの旅もロンドンが終点とあつて財布の底をはたいて買い収めに出かけます。

高級品イコール英国製と言われるだけあつて店へ出されている商品は質ももすこぶる愛されているようです。

特に羊毛製品と皮製品は昔から定評があり、その外麻製品、陶器、銀製品の家庭用品も優れているとのこと。

外国旅行の際は酒三本、タバコ

二〇〇本、時

その他の買い

物は五万円迄は無税になつていますので買い物時はいつもその事を頭に入れていなくては、なりません。

英国ではその上貨幣制度が二十進法あり十二進法あり買物も並みたいのの仕事ではありません。ようよう買い物物を済まし、いよいよヨーロッパに別れを告げることとなります。

### 帰途

ヨーロッパの時間で昼の十二時十五分ロンドン空港を飛び立ち、北極廻りで一路日本に向いました途中アンカレッジに着陸し搭乗員の交替がありました。

ここで驚いたのはロンドンを発つてからまだ日が暮れていないのに時間は朝六時だと言うのです。地球の回転のせいで、そうなるのでしようか。ピント来ない狐にだまされた様な気分です。

一体日本へ行く迄にどの辺で日が暮れるかとスチュワードに聞いた所、日の暮れる時はないとの事太陽を追い駆けて飛ぶのだからそうなるのかも知りませんがどうも納得出来ません。

而し飛行機は私の納得如何に拘らず予定通り日も未だ高い午後二時に羽田に到着、旅行団はめでたく解散となりました次第です。

### 帰りに

回を重ねる事八回、当初は我が人生観や世界観をふんだんにもり込み、ヨーロッパの人情やら機微やらを大いに御紹介しようと書き初めたのですが、いざやつて見ると短時時間の膨大な見聞は入り混り積み重なつて、私の期する如く解きほぐれてはくれません。

結局観光案内が主となつてしまいこれなら書店の案内書の方に、ゆづつた方が、はるかにますわけで誠に申し訳なく思つております。

それと言うのもひとえに年のせいと言えはそれ迄ですが、やはりこうした旅は、事前の準備が大切で、どこでは何をどの様に見るべきか一応の予定を立てて置くべきでした。

それを怠つたため、見る物、聞く物何れも寝耳に水と言つた案配でこれでは頭に残るわけはありません。

七十七才の身乍らこの次に行つた時こそと言う秘かな期待がないわけでもありませんが、この状態では二度が三度になつたにしても大して変り映えしそもありませぬ。

「群盲象を撫ず」で何度見ても全体を知る事は出来ぬものとあきらめ、この所は何を見たかなどにこだわらず、見たと言う事実だけでも満足すべきかも知りませぬ北宋の蘇東坡の詩に次の様なものがあります。

廣 未だ見ざれば千般恨涙せず

到り得て見来たれば無事に類す 盧山の煙雨浙江の潮

見たい見たいと願つていた名勝も見てしまえばそれまでの事、名勝は名勝吾は吾れ

ヨーロッパ旅行が私に何をもちたらしめたかなど欲深く詮索せず、切れ切れに浮かぶ思いを、懐しみつおぼつかぬ足許を踏みしめて、今日の一日、明日一日を進んで行く。それが現在のすべてだと思ひます。

最後に此の記事を長期に渉り、連載して下さいました公民館関係の方々、また時間を裂いて、この雑拙な文にお目を止めて下さつた村民各位に厚くお礼を申し上げます。 どうも有難う御座いました。

### 大そうじは 手ぎわよく

大そうじを手ぎわよくする一例です。参考にしてください。

○…家族全員が参加しましょう。

○…道具や薬剤を用意する。

○…戸障子をはずし、順序よく整理する。入れるときは、クレンジール等でチリをふきとり、きれいにしてから入れる。

○…たんすや戸だなは、中のものを整理して日かげにおく。

○…たたみは、じゆうぶん日光に当ててかわかし、タワシでヘリのゴミをとり、棒でよくたたいて短いほうきではいて入れる。

○…家の中のゴミは、上から下へ奥から玄関へ、風上から風下への順に天井、縁の下まで行ない、床板をはずしてネズミや害虫の巣を払いのける。

○…床の上に新聞紙を厚く敷き、ダイヤジノン粉剤または石灰(二畳に百グラムぐらい)をまいてたたみを入れ、クレンジールせつけん液を百倍にうすめて、きれいなぞうきんでよくふく。

○…最後に窓ガラスをふく。

### 蓬田村体育協会年間行事予定決る

行 事 名	開催日時	方法 等
村民野球大会	6 月	30才以上
ソフトボール大会	7月中旬	女 子
村民体育大会	8月2日	
村民野球大会	9 月	
村民卓球大会	1 月	
バレーボール大会	2 月	女 子

# 固定資産税について

日頃納税については格別の御協力を賜り心から感謝しております。三年毎に基準年度を設けて実施している固定資産評価替は昭和四十五年度が丁度その年にあたります。政府は只今開会中の国会に評価替を含めた地方税法の一部を改正する法案を提出しておりますが、この国会において法案が通過した場合は次のように価額が決定される見込であり、固定資産税の賦課を目前に控いて最後の調整に つとめております。

県地方課の情報によりますと法案が通過する時期は四月下旬から五月上旬頃の予定であり従つて昭和四十五年度に限り固定資産税の納期は「一期が五月一日から同月三十一日まで」「二期が六月一日から同月三十日まで」「三期、四期については従前のおり」と改正になりますので何卒御了承下さるようお願いいたします。

本村における、昭和四十四年度と昭和四十五年度の固定資産税の比較をした場合、次のとおりとなります。

◎ 免税点引き上げによる減額  
税金がからない課税標準額が次のとおり改正になりました。

	昭和44年度課税標準額	昭和45年度課税標準額	減 税 見 込 額
土 地	2 4,0 0 0 円未満	8 0,0 0 0 円未満	1 1 0,0 0 0 円
家 屋	3 0,0 0 0 円未満	5 0,0 0 0 円未満	7 0,0 0 0 円
償 却 資 産	1 5 0,0 0 0 円未満	3 0 0,0 0 0 円未満	7 0,0 0 0 円

## (土 地)

地 目	本 村 に お け る 反 坪 当 り 最 高 価 額 (1 級 地) の 比 較					
	評 価 額			課 税 標 準 額		
	昭和 44 年 度	昭和 45 年 度	改 正 の 内 容	昭和 44 年 度	昭和 45 年 度	改 正 の 内 容
田	円 46,800	円 49,100	改良地区 前年価額の1.1倍 非改良地区 前年価額の1.05倍	円 21,781	円 21,781	据 置
畑	11,000	11,600	前年価額の1.05倍	7,387	7,383	据 置
宅 地	1,100	4,500	前年価額の平均3.91倍	437	613	平均1.31倍
山 林	4,000	5,000	前年価額の1.25倍	1,980	2,374	1.2倍
原 野	1,084	1,084	据 置	1,084	1,084	据 置
計	価額 円 278,366,000	円 581,042,000		円 183,280,000	円 197,271,000	
	面積 反 20,058	反 20,243		反 20,058	反 20,243	

## (家 屋)

- (1) 評価替による減額 昭和38年新築の家屋から昭和43年新築の家屋まで一率1%の減額。
- (2) 昭和44年1月2日から昭和45年1月1日までに新築された家屋に対する評価額。
- (3) 昭和44年度から昭和45年度課税までの経過

区 分	棟数	床面積	総決定価額	坪当平均価額
専用住宅	30	坪 973	円 16,196,800	円 16,646
併用住宅	12	459	7,078,400	15,421
農家住宅	4	62	645,000	10,403
工 場	1	21	187,200	9,136
倉 庫	3	18	197,600	10,977
附 属 家	36	984	6,325,200	6,428
計	86	2,517	30,630,200	12,169

	棟 数	坪 数	課税標準額
昭和44年1月1日現在	1,484	35,572	円 127,737,000
評価替による減価見込額		(7,152)	589,000
昭和44年中にとりこわし家屋	46	1,126	1,064,000
免税点引き上げによる減額	127	3,263	5,016,000
昭和44年中の新增家屋	86	2,517	30,630,000
昭和45年1月1日現在見込	1,397	33,700	円 151,158,000

# 税の一口メモ

## 確定申告がまちがっていたときは

① 確定申告をしたあとで、所得や税額の計算をまちがえて税金を少なく納めたような場合には「修正申告」をして訂正することができます。修正申告は、税務署から更正の通知を受けるまではいつでも提出できますが、調査を受ける前に修正申告をした場合には、過少申告加算税はかかりません。

② 所得や税額の計算をまちがえて税金を納め過ぎた場合には、五月十六日まで「更正の請求」の手続きをして、納め過ぎた税金を返してもらうことができます。

## 土地や家屋を売ったときの税金

このところ、土地を売ったり、道路の建設などのため買い取られたりすることが多くなっています。このように、不動産などを譲渡したことによって生じた利益を譲渡所得といい、所得税がかかります。

この譲渡所得の課税は昭和四十四年に大幅に改正され、ほかの所得と分離して、譲渡所得だけで税金を計算することになりました。

また、居住用財産の買換制度が廃止され、事業用資産の買換えについても、いろいろな制限が設けられました。

### 1. 一般の譲渡の場合

譲渡所得は、譲渡による収入金額から、取得費と譲渡費用を差し引いて計算します。

取得費は、譲渡による収入金額の五％で計算しますが、実際の取得費の方が五％相当額より高いときは、実際の取得費によることができます。

① 長期譲渡所得の税額の計算  
昭和四十三年以前から持っていた土地や家屋で、五年をこえる期間持っていたもの（昭和四十四年四月八日現在です）で三年をこえる期間持っていたものを含むを売った場合には、譲渡所得から特別控除を差し引き、これに税率を掛けて計算します。

特別控除額は通常百万円ですが譲渡の内容によって次のような特別控除になります。

- イ 取用対象事業のために土地などを譲渡した場合………
- ロ 日本住宅公団などの土地を整理事業のために土地などを譲渡した場合………六百万円
- ハ 特定の民間住宅地造成事業等

のために譲渡した場合

- ………三百万円
- ニ 自己の居住用としていた家屋やその敷地を譲渡した場合
- ………一千万円

税率は、譲渡した時期によって次のようになります。

- 昭和四十五、四十六年中 ……一〇％
- 昭和四十七、四十八年中 ……一〇％
- 昭和四十九、五十年中 ……一五％
- ………二〇％

昭和四十九、五十年中 ……二〇％

② 短期譲渡所得の税額の計算  
①の長期譲渡所得とまらない資産の譲渡による所得は短期譲渡所得となり、税額は、次の二つの方法で計算した金額のうち、どちらか高い方の金額となります。

- イ 譲渡所得の四〇％相当額
- ロ 譲渡所得を他の所得と合計して通常の所得税を計算する方法で算出した税額のうち、譲渡所得にかかる税額の一〇％相当額

なお、短期譲渡所得には百万円の特別控除はありません。

### 2. 特定の事業用資産を買換えた場合

事業用資産の買換えはいろいろな制限がありますが、長期保有の土地や家屋を売った、アパートなどの減価償却資産を買入れたときなどは、特定の事業用資産の買換えの特例計算ができます。

この場合は、売った価額から買

換資産 入価額を差し引いた残額を譲渡による収入金として、これに応じた取得費と譲渡費用を差し引いて計算します。

なお、この特例計算の場合は、長期保有の資産であつても、百万円の特別控除はありません。

### 3. 取用などによつて譲渡し代替資産を買入れた場合

取用などによつて資産を譲渡しそのかわりの資産を買入れた場合の譲渡所得は、売った価額から代替資産の買入価額を差し引いたものを譲渡による収入金とし、これに応じた取得費と譲渡費用を差し引いて計算します。

ただ、取用などによつて資産を譲渡した場合は、買換えの特例計算と、千二百万円の特別控除とどちらか有利な方を選択できます。

買換えの特例計算を選んだ場合は長期保有資産でも、百万円の特別控除はありません。

## 犬の野放しはやめよう

最近犬の野放しが目立っています。飼いは人にかみつかないよう、つないでおかなければならぬことになっていますが、運動させるためか野放ししているため

人にかみつて怪我をさせたり、幼稚園児や、児童がこわがつて登校に支障を来たしたという例がでておりますので、飼い主は野放ししないで、次のことを守つてください。

- 犬は必ずつないでください。
- 犬をつれて外出するときは「くさり」または綱をつけ、人ごみの中にはいることはさけてください。
- 犬の引き運動は人の少ない場所、ときを選んでください。
- 犬を野放ししておきますと、野犬化するおそれがありますからいらなくなつた飼犬は、すぐ役場厚生課にご連絡ください。

役場では、保健所と連絡をとつて処置します。

## 被保険者期間の計算方法の改正

受給資格を取得するために必要な六ヶ月の被保険者期間の計算について、現在最低四ヶ月二十二日の雇用期間で足りるとしているのを原則どおり六ヶ月の雇用期間を必要とするよう改めるものであり現在の暦月を単位とし、各月十一日以上賃金支払基礎日数を要する方式を原則として、被保険者であつた期間のうち離職日からさかのぼつた各一ヶ月につき十四日以上賃金支払基礎日数を要する方式に改めることになりました。

# 明るい出かせぎ推進

## 部落ごとの座談会終る

出稼組合では、夏型出稼者の出発を前に各部落ごとに座談会を開いて安全で明るい出稼を推進した座談会には出稼組合長初め役員、農協の係が出席して、失業保険関係、農協送金、留守家族の援護について説明がありました。

出稼先からの送金は農協が送金依頼書（振替用紙）を発行し留守家庭への送金に便利をはかることを約束致しました。

主人のいない家庭の生活上の問題や出稼に伴う相談などがしやすいよう役場が積極的に問題を解決し又指導していくつもりです。

座談会では、

- 一、農協口座利用される方の委任状を二〜三日分を取りまとめて安定所へ出頭出来るようにしてはしい。
- 二、講習会及び研修会の回数を三〜四回ぐらい実施してほしい。
- 三、送金された額を留守家族に通知してほしいと云う意見が多くなりました。

# 老人クラブの活動について

蓬田村老人クラブ連合会長 清水專造

老人クラブの皆さん吾が村に老人クラブが組織されてから三年の歳月が流れて居ります。

組織された前と其の後は変わりました。魅力と誇りを持って居られるか之は皆さんの判断に任せます。

## 初心にかえれ

新しく年を明けると共に各地の老人クラブ活動も一段と活発化する事だろ。地域老人福祉増進の

為に誠に喜ばしい事だ。近年民主的に組織された団体で老人クラブ程目ざましく発展したものはあるまい。

昨年四月一日現在で全国の老人クラブ数は七万八千六百クラブ会員数は四百六十六万人で之は六十才以上の人口の約四三、四%に当る老人クラブは今後もいつそう増えて行く事だろ。

十年前の五千クラブ。五年前の約三万五千クラブに比べて老人クラブの目覚ましいもある。

而し忌憚なく言て之らのクラブのうち正しいクラブ活動を行つて直に地域老人福祉向上に実力をあげているクラブは極めて少ないのか実状である。中には娯楽だけに終始したりクラブを作つたがどの様に運営したらよいか迷つているクラブも少なくない。老人クラブに運営基準がある事さえ知らないクラブの指導者もある様だ。

又クラブ活動を活発に行つてと言つてもクラブ運営の指導者の独断な行きすぎワランマン的指導に終始していると言つてもいいわけではない。

こんな事から老人クラブは曲り角に來たとの批判も出て來ている老人クラブは、真に地域老人福祉向上に役立つ活動を行うためにはこの際老人クラブ運営基準を再確認し合ひ初心に帰つての反省が必要だと痛感する。この機会にもう一度老人クラブの運営基準を掲げ参考にした。

## 老人クラブ運営基準

- 一、目的 老人クラブは老人の生活を健全で豊かなものにし老人の福祉の増進に資する事を目的とする
- 二、組織 (1)老人クラブは之に参加しようとする老人を差別することなく会員に加えるものとする (2)老人クラブは政治上又は宗教上の組織に属さないものとする (3)会員の年令はおおむね六十才以上とする事
- 三、運営 (1)老人クラブの運営は全員により民主的に行われるものとする (2)老人クラブ会員の互選による代表者一人を置くものとする (3)すべての会員はクラブ活動費に充るため定期的に会費を納入する
- 四、活動 (1)老人クラブの会員は教養の向上健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施するものとする (2)老人クラブの活動は年間を通して恒常的に行なうものとする
- 五、経理 老人クラブは老人クラブ活動にかかる収入及び支出の状況を常に明確にしてよく共に関係帳簿及び事業完了後五年間保管しておくものとする

以上老人クラブの運営基準の全文で昭和三十八年八月一日付で厚生事務次官から都道府県知事（指定郵市市長）宛に出された通達にあるものである。

之は老人福祉法によつて老人クラブ運営に対して国庫補助が行われる事になったため国庫補助の基準を示したものである。つまりこの運営基準に準拠して運営され地域老人の福祉を増進する老人クラブに対してのみ助成費が交付されるとしたものである。

従つて例えば活動(1)項に示された会員の教養の向上健康の増進レクリエーション地域社会との交流などを総合的に年間を通じて恒常的に行わず春秋二回程度の総会などでお茶をにごし後は役員だけが合しているといつた老人クラブや会員の旅行や娯楽だけに終始している老人クラブ等は当然助成費を受ける資格がないわけだが残念ながら数多いクラブの中にはその様なクラブがないものでもない様だ。

問題となるのは組織第(2)項の「政治上又は宗教上の組織に属さない」と云う点であるが老人クラブは地域老人すべての者の為にあるのだから特定の宗教上の組織又は団体に対しては憲法によつて公金の支出が禁止されている「憲法第八十九条」の事を知つておくべきである。

## 後潟郵便局だより

郵政省が営んで居ります簡易保険事業では大正五年の創業以来、皆様の幸せをお守りする為生命保険をお勧めするとともに皆様の健康増進にも多大の努力を注いでまいりました。

今日簡易保険事業はようやく五十年を経たにすぎませんが、四、二五〇万件、八兆円の契約と二兆円の資金を持つまでに成長いたしました。

これも皆様のおかげによるものと深く感謝の意を表する次第であります。

又この度めでたく米寿をお迎えになられた次の方々々に金盃を送付することにいたしました。

広 瀬 村 上 田 村  
阿 弥 陀 川 稲 葉 小 川

又、今後蓬田村民にとりましてもご健康に留意され全員、米寿をお迎えになれますようお祈り致します。

又、簡易保険では四十四年十月より貸付金の即時払及び傷害特約の販売も致して居りますのでご利用下さい。